

2021 年 1 月 4 日
競技運営本部

2021 年移籍に関するガイドラインについて

●移籍自由期間における運用について

2020 年度より 1 月 4 日～3 月 31 日までの期間は選手の自由に移籍できる期間として定めることになった。運用は移籍交渉通知書の書類に現所属チーム代表者が捺印・署名したものを、移籍希望するチームと協会に提出して交渉を進めるものとする。

チーム代表者が捺印・署名された移籍交渉通知書の協会への提出は、選手本人が行うものとし、他の者からの提出は受け付けない。

※但し、母体企業、スポンサー企業及びチームとの関係性が強い企業に勤務選手が、当該企業を退職せずに移籍する場合は、勤務先企業、またはチームの承諾を必要とするものとし、移籍自由期間内であっても移籍票内にある移籍承諾書の現所属チームの署名・捺印が必要とする。

●移籍交渉開始手続き（移籍交渉通知書にて進めること）

移籍を希望する選手は、他のチームと移籍交渉する前に以下の手続きを行う事。

手順①現所属チーム代表に移籍希望の意思があることを移籍交渉通知書に記入提出する。

手順②現所属チーム代表は移籍交渉通知書に署名、捺印し選手に返送する。

手順③移籍希望する選手は、移籍交渉通知書に署名、捺印した書類を選手自ら、移籍交渉通知書を競技運営本部長中村まで FAX またはメールで必ず提出する。

上記移籍手続きを経て、希望するチームと移籍交渉にはいる。

★移籍交渉期間内に移籍が成立した場合の手順は以下の通り

手順①移籍が成立し春の出場登録が成立した選手は移籍交渉通知書の結果欄にある「成立」に○印をつけて、選手自ら競技運営本部長に FAX またはメールで必ず期間内の翌日である 4 月 1 日まで提出する。（移籍交渉通知書が期間内に提出がなきものは、不成立とみなす）

手順②選手は、現所属チーム代表に移籍が成立した旨を連絡し、退部届を提出する。

手順③現所属チーム代表は、退部届を提出された当該選手の登録抹消するために競技運営本部長に必ず登録抹消届を FAX またはメールで必ず提出する。

（選手より移籍成立した報告受けたという事実を、協会に報告するために必ず提出す

ること)

手順④移籍先チーム代表は移籍票を FAX またはメールで必ず提出する。

但し、移籍票内にある所属チームの退部日・退社日は移籍交渉通知書を提出した日とし、移籍先チームの入部日または入社日がともに移籍交渉期間内とし、移籍票の下部欄にある移籍承諾書欄に所属チームの署名を不要とする。

★移籍交渉期間内に移籍が成立しなかった場合、

①選手は移籍交渉通知書の結果欄にある「不成立」に○印をつけて、選手自ら競技運営本部長に FAX またはメールで提出すること。

移籍を希望する選手が、現所属チームでプレイを続ける場合は継続選手とする。

移籍を希望する選手が、引き続き他のチームと移籍交渉し期間内に移籍が成立した場合は、

- ・選手はチーム代表に退部届を提出

- ・現所属チーム代表は登録抹消届を競技運営本部長に FAX またはメールで必ず提出すること。

- ・移籍先チームは移籍票内の下部欄にある移籍承諾書に、現所属チームの代表の捺印されたものを競技運営本部長まで FAX またはメールで必ず提出すること。

※移籍交渉通知書は不要

★移籍交渉期間外に移籍が成立した場合、

- ・選手は、チーム代表に退部届を提出する。

- ・現所属チーム代表は、競技運営本部長に登録抹消届を FAX またはメールで提出する。

- ・移籍先チーム代表は移籍票を競技運営本部長に登録抹消届を FAX またはメール提出する。

※移籍票の前所属チームの退部日・退社日は退部届を提出した日とし、現所属チームの入部日または入社日を記入の上、移籍承諾書は所属チームの署名・捺印は必要となる。

★移籍交渉期間外でも移籍が成立しなかった場合は、

移籍を希望した選手が、引き続き現所属チームでプレイを続ける場合は継続選手とする。
移籍に関する書類提出は必要なし

移籍を希望する選手が、秋季リーグ戦新規登録または追加登録締め切りまで移籍が成立しなかった場合は、その秋季シーズンはどこのチームにも登録出来ない。(X3 リーグは追加登録可能の場合もある)

移籍を希望したが移籍できなかった選手が、そのシーズンどこのチームにも選手登録されない場合、チームは登録抹消届を提出しなければならない。

ただチームに戻ったとしても、その年に選手登録されなければ、翌シーズン選手登録する場

合は新人登録となるので注意すること。

各書類の提出先は、競技運営本部長 中村宛

FAX 078-802-6040/メール k-nakamura@xleague.jp

以上